農　第　６１２　号
令和７年２年２８日

農業経営基盤強化促進法第１８条１項の規定に基づき、公表します。

氷見市長　　菊　地　正　寛

市町村名 （市町村コード）	氷見市 （162051）
地域名 （地域内農業集落名）	柳田地区 （柳田集落、窪集落、島尾集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 （第3回）

1 地域における農業の将来の在り方

（１）地域農業の現状と課題

地区内には畑地が多く、水田については概ね中心経営体への農地集積が進んでいるが、畑地については手続き面での課題も多く、中心経営体への農地集積が進んでいない。かんがい設備の老朽化により更新する設備投資と維持費が課題である。
農地について、誰が所有者かわからない状況で、次世代は相続していることも知らない可能性がある。農地が維持管理費などで負の遺産と判断されると所有者が手放してしまう可能性がある。
後継者がおらず、どうすれば若い後継者がくるのか課題である。

（２）地域における農業の将来の在り方

水田の農地利用は、引き続き中心経営体（２経営体）が担うほか、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進していく。また、畑地の農地利用については、中心経営体（２経営体）が担うほか、認定新規就農者の受入れ促進や支援を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）地域の概要

区域内の農用地等面積		６７ｈａ
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	６７ｈａ
	(うち保全･管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ｈａ

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集団化の方針

認定農業者へ優先的に農地を集積していく。

（２）農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

（３）基盤整備事業への取組方針

西条畑地かんがいの老朽化により、基盤整備を必要とする農地がある。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組む。新規就農者の経営面積拡大を促進し安定した経営を確保する。

（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出	○	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

有機農業に対し、周りの農業者の抵抗や理解が少ない。
農福連携で担い手の確保を検討する。
次世代の喜ぶ農作物として果樹への転換も検討する。